

会 議 録

会議の名称	第7回小金井市子ども・子育て会議			
事務局	子ども家庭部子育て支援課			
開催日時	平成26年11月26日(水) 午後7時～9時			
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階 801会議室			
出席者	委員	会長 松田 恵示 委員 会長職務代理 新保 佳子 委員 委員 岩野 秀夫 委員 小川 順弘 委員 小幡 美穂 委員 佐々木 徳行 委員 佐藤 裕子 委員 佐野 仁一 委員 沢村 耕太 委員 水津 由紀 委員 鳴海 多恵子 委員 播磨 あかね 委員 日野 絵里子 委員 藤井 尚弥 委員 欠席委員 杉山 うた子 委員		
	事務局	子ども家庭部長 川村 久恵 子育て支援課長 高橋 正恵 保育課長 鈴木 遵矢 児童青少年課長 高橋 茂夫 保育課長補佐 諏訪 知恵 子育て支援係長 後藤 誠 子育て支援課主任 矢島 隆生 株式会社ぎょうせい 研究員 小林 将之		
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可			
傍聴者数	9人			
会議次第	1 開会 2 子ども・子育て支援事業計画案たたき台について 3 その他(報告) 4 次回の日程について 5 閉会			
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり			

提出資料	資料27 子ども・子育て支援事業計画案（たたき台） 資料28 計画全体の構成案 資料29 平成25年度「のびゆくこどもプラン 小金井」（小金井市次世代育成支援後期行動計画）事業進捗状況評価表 資料30 子ども・子育て支援新制度概要について（子ども・子育て支援新制度説明会資料1） 資料31 子ども・子育て支援新制度について（子ども・子育て支援新制度説明会資料2）
その他	

第7回小金井市子ども・子育て会議 会議録

平成26年11月26日

開 会

○松田会長 それでは、第7回小金井市子ども・子育て会議を開催したいと思います。本日は播磨委員、佐藤委員、佐野委員がちょっとおくれられるということで伺っておりますので、よろしく願いいたします。

では、配付資料の確認をまず事務局からお願いします。

○子育て支援係長 配付資料の確認をさせていただきます。今回、配付資料につきましては、資料27から資料31まで、それと右上に参考資料として配付しております基本的な指針というものになります。それで順を追って確認をしていきます。

まず、1枚目ですけれども、本日の小金井市子ども・子育て会議の次第になりまして、裏面が席次表になっております。それがまず1点目です。

次が資料に入ります。右上資料27です。「子ども・子育て支援事業計画案（たたき台）」になります。こちらは表紙1ページからになりまして、最終ページが26ページまでの両面印刷のものになっています。

次は資料28になります。「計画全体の構成案」です。こちらは1枚のものになっておりまして、A4縦で両面印刷になっています。

次は資料29になります。これは「平成25年度「のびゆくこどもプラン」（小金井市次世代育成支援後期行動計画）事業進捗状況評価表」になっておりまして、こちらのページ数は1ページから両面印刷で、38ページまでになります。

次が資料30です。「子ども・子育て支援新制度概要について」という表紙に「すくすくジャパン！」という絵がかいてあります資料になります。こちらは両面印刷になっておりまして、こちらは表紙を除きまして1ページから5ページまでということで、合計3枚、計6ページになっています。

次に資料31になります。「子ども・子育て支援新制度について」ということで、こちらは表紙に1ページと振らせていただいておりますので、両面印刷で最終ページが6ページまでになっています。

それと、最後です。右上の参考資料です。ちょっと表題が長いんですけども、「教

育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」になっております。こちらは、済みません、ページの付番に不備がございまして、まず表紙1ページから両面印刷になっておりまして、最後、後ろから1枚めくっていただいて36ページと振られている部分がまずございまして、その最後に、ちょっとこちらはページ数が抜けてしまったんですけれども、37ページ、38ページが入っております。落丁等お気づきになりましたら、審議途中でも事務局のほうまでお申し出いただくようお願いをいたします。

資料の確認は以上です。

○松田会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題は、子ども・子育て支援事業の計画案のたたき台が出てまいりましたので、これについてということと、その他報告事項ということです。前者は中心的な議題でございますが、先んじまして、前回の会議で1週間ほど前にこのたたき台を委員の皆さんに送っていただいて、ご検討の上、この場で検討したいという手順で考えておりました。

しかし、今日この後、ご報告いただきますが、鳴海委員から、幼児教育・保育部会での内容が少しまとまりつつあるということと、そのプロセスを全体の会議としてはまだ報告をいただいたことがないということで、これは全体のたたき台の非常に重要な一つの部分ですので、そちらをあわせてまず委員の皆様はそのプロセスを了解していただいて、そして議論を進める中でたたき台のほうも全体を見たほうがいいんじゃないかということと、事務局もたたき台をまとめるのに少し時間を要してしまったということもございまして、本日、たたき台を全て見ていくということではなくて、プラスアルファで臨時的な会を開催させていただくことで十分な審議をしたいという私の強い希望がございまして、それで、そういう手順でお願いできたらということに進めさせていただければ大変ありがたいと思うのですけれども、これは会長からの提案でございますが、いかがでございますでしょうか。大変申しわけございません。

そうしましたら、そういう手順の中で、まず今日見ていただく資料、少し前に送っていただいていますけれども、まだまだごらんいただけてない部分もあると思いますので、その部分と、鳴海委員の部会のほうからの議論をご検討していただくということで進めていきたいと思っております。

それでは、まず鳴海委員のほうから少しご報告いただいでよろしいですか。

○鳴海委員　それでは、幼児教育・保育部会の審議経過をご報告いたします。この会は既に4回開いております。

まず、5月7日の第1回子ども・子育て会議で教育・保育の提供体制の確保の内容等の検討ということで、幼児教育・保育部会の設置が承認されました。現在、4回済んでいるわけですが、まず審議の流れについて、各回の議題をご報告したいと思います。

1回目は5月28日に開催しまして、区域設定について検討いたしました。2回目は6月19日に開催しまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案と特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案を検討いたしました。第3回目は7月23日に開催しまして、幼児教育・保育における「量の見込み」についてという議題と、保育の必要性の認定に関する基準案について検討いたしました。4回目は少し間があいたんですが、今年11月13日に開催いたしました。教育・保育の量の見込みと確保方策について検討いたしました。

検討結果の概要についてご報告いたします。

区域設定については、小金井市は幼稚園、保育園の配置に既に偏りがあるわけですが、子どもや保護者が利用しやすい区域設定をとというご意見も現実にはいろいろ出たんですが、審議の結果、待機児童の解消が喫緊の課題であり、提供体制の確保がしやすいということで、区域設定は小金井市全域を1区域とするという結果となりました。

幼児教育・保育における量の見込みについては、数値の上方修正をするかどうか、算定方法についてということでさまざまなご意見がありましたけれども、原案どおり了承いたしました。

それから、確保方策についてですが、平成29年度までに待機児童を解消する、ゼロにするための案が提出されました。審議をいたしましたが、本会ではまず施設運営側も利用者側ともに第一に子どもが健やかに育つ環境であるべきである、そのことを大切にしたいということでみんなの気持ちを確認しまして、適切な時期に計画の見直しを行うことも視野に入れること、また量の確保のみならず保育の質についても向上が望めるよう行政による指導や支援、第三者評価などについても適切に行っていただきたいという要望をつけまして、事務局案で承認することになりました。この詳細につきまし

ては、本日出されました資料27に確保方策の数値等を出されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

概要ですが、以上で報告を終わらせていただきます。

○松田会長 ありがとうございます。特に詳細につきましては資料27にということで、これはこの後、事務局のほうからもご説明いただきながら検討を深めていきたいと思うんですけども、今の部会長のご報告で何かご質問等ございましたらお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○小川委員 今説明していただいたのは第3回の定例会の概要、何を言っているかということ、市議会だよりの244号に出ているんですけども、今出ていた子ども・子育て支援新制度スタートに向けた条例3案を可決というものに関してですか。

○鳴海委員 3案って、私、それを拝見してないんですけども。

○小川委員 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例というのと、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、放課後児童等健全育成事業の制度及び運営に関する基準を定め、条例の3の。

○鳴海委員 それは6月19日の第2回のときの審議内容になっている。私の手元の資料ではそうですね。

○小川委員 審議内容が既に可決されたということですか。

○鳴海委員 この保育部会の決定が可決というところまでいくのかどうかと手続上のことがよくわからないんですけど。

○小川委員 本件は、厚生文教委員会板倉真也委員長での審議を経た後、9月24日云々と書いてあるんです。

○鳴海委員 その前段階の審議をここの部会でやったということですね。

○松田会長 その部会の審議と市議会の条例の審議の関係等々について、少し事務局のほうからもご説明をいただいたほうがよろしいですね。

○子育て支援係長 今の小川委員さんのご質問についてです。こちらの本体会議でも、6月25日の第2回の子ども・子育て会議におきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案ということで皆様のご意見を賜りました。今回の新制度をスタートするに当たりまして、市町村のほうで最低限3つの条例というのを用意しなければいけないということがあります。

今申し上げました放課後児童健全育成事業、学童保育所の設備及び運営に関する基準

案がまず1点目です。

それと2点目ですけれども、家庭的保育事業等ということで、今度、新制度がスタートするに当たりまして新しく保育の事業として児童福祉法に位置づけられました、定員が19名以下の小規模の保育事業について、これを平成27年4月以降は各市町村のほうで認可をする。要は施設をつくって運営していいですよという認可をする形になります。その基準案を各市町村でつくらなければいけないとされました。

それと、最後は3点目ですけれども、特定教育保育施設並びに特定地域型保育事業ということで、新制度に参加される幼稚園さん、保育園さんの新制度へ参加するための基準を各市で定めなければいけないということで、この3つの条例を制定しなければいけないというふうにされております。

それぞれ実は1カ月間、パブリックコメントという形で、市民皆様に対して基準案のご意見を募ったんですが、その前にこちらの子ども・子育て会議の委員の皆様並びに部会の委員の皆様基準案をお示しさせていただいた上で、パブリックコメント同様にご意見を募ったという形になります。そのいただきましたご意見をもとに、最終的に条例案をつくって議会に送付しまして、議会のほうでまた一定審議をしていただいて、議決を経たということになります。ですので、まず議会に送付をする前の条例案をつくるために基準について皆様にご意見をいただいたとご理解いただければと思います。

以上です。

○松田会長 　　ですけれども、きょうの保育の量の見込み、ないしは確保方策ということにかかわる条例ではないということですね。よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。じゃ、内容に関しましては、資料27を受けてご審議をいただけたらと思います。

では、事務局のほうから資料27についてご説明いただいてよろしいでしょうか。

○子育て支援係長 今回、お示ししております資料27、28、それから右上に参考資料と記載しました基本的な指針、以上3点をご説明させていただきます。

まず、資料28をごらんください。計画全体の構成案ということで、今回、資料をお出ししております。まず、第1回目の子ども・子育て会議におきまして、今回、平成27年度以降の新しい計画をつくるに当たって、大きな2つの要素があるということでご説明を申し上げました。小金井市の子どもと子育て家庭に関する総合的な計画を策定すること、まずそれが1点目になります。それがまず前提にありまして、その中に包含する形

で、平成27年度から始まります子ども・子育て支援新制度に定められている事業計画をつくっていきますというご説明をさせていただきました。

今回、資料27でお示ししておりますのが、子ども・子育て支援新制度、子ども・子育て支援法ですね、それに定めがあります子ども・子育て支援事業計画の部分になります。これは資料28で言う第3章の部分になります。今後、第1章から第5章までをひっくり返して小金井市の子どもと子育て家庭における総合的な計画とするんですが、その中の第3章の部分に子ども・子育て支援事業計画というのをはめ込んだという形になります。

この子ども・子育て支援事業計画をつくるに当たりまして、基本的な指針が示されております。それが右上に参考資料として配付しております、この長い名前なんですけれども、基本的な指針になります。

こちらの9ページをごらんになっていただいでよろしいでしょうか。9ページまでの前段に関しましては、子ども・子育て支援法に定める事業計画をつくるに当たっての基本的な考え方が示されておまして、9ページの下から4行目、第3「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」ということで、この事業計画をつくるに当たって、具体的にどのような考え方で、どのような記載を下さいということが書かれております。9ページから11ページにわたりましては、今まで皆様にご審議いただきましたように、今回子ども・子育て支援事業計画を定めるに当たって、その量の見込み、ニーズ量を推計するためにニーズ調査を行って、そのニーズ調査から導き出されたものを量の見込みとして下さいという内容が書かれております。

それで、12ページをごらんください。上から7行目になります。具体的に、2と書かれております「市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項」ということで、市町村が子ども・子育て支援事業計画を作成するに当たって、必ず記載しなければならない事項がここから定められております。私どもが今回資料としてお出ししております資料27につきましては、この指針の考え方や指針の記載項目に基づいてつくらせていただいた案がこの資料27になります。

それで、資料27をごらんください。「子ども・子育て支援事業計画案（たたき台）」というものになります。大変恐縮です。本来であれば、もう少し早く皆様のお手元にこちらの資料をお示しする予定でしたが、さまざまな事情がございまして資料の作り込みがおくれまして、お渡しするのがおくれたことをあらかじめお詫びを申し上げます。

それでは、前段のページのほうからごらんください。

まず、この会議に先立ちまして、鳴海部会長からご説明がございましたとおり、今回このたたき台をつくるに当たりまして、今までこちらの本体会議でご審議をいただきました13事業の部分と、部会でご審議をいただきました教育・保育の部分とを合体したものを今回たたき台としてお示ししております。

まず、5ページをごらんください。2の「教育・保育提供区域の設定」の部分になります。(1) (2)ということで、小金井市における教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定というふうに書かれております。

まず、こちらの(1)については、今回部会のほうでご意見を承りまして、ご審議をいただきました幼稚園、保育所の提供区域の設定についてです。審議の中で先ほどご紹介がありましたとおり、待機児童の解消というのが小金井市における喫緊の課題であり、いかに機動的に待機児童の解消に向けて作業をしていけるかということで、小金井市全域を1区域として設定するという形でのご意見をいただきました。

(2)の地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定につきましては、今まで皆様にご審議をいただきましたとおり、こちらの11事業につきまして、全て市内1区域ということで区域設定をさせていただくという内容になりました。

次に、済みません、ちょっとページが飛びまして、8ページからごらんください。「提供体制の確保と実施時期」ということになります。こちらの8ページ、9ページ、10ページにつきましては、部会でご審議をいただきました内容を掲載させていただいております。この中で確保の方針ということで、文章で記載をする部分につきましては、部会でご審議をいただいております内容をもとにこちらで案をつくりまして、次回の部会で最終的にお示しを上で、またご議論を賜りたいと思っておりますので、現状のところにつきましては文章というのは削らせて、数字のみを案としてお示しをしております。

具体的な内容についてです。まず、(1)1号認定と書かれております。3歳以上で幼稚園を利用希望される方の量の見込みと確保の方策についてです。平成27年度幼稚園を希望される3歳から5歳までのお子さんが1,644名、平成31年度にはそれが1,666名になる見込みとなっております。それに対して小金井市での確保の方策としては、2番に書かれておりますとおり、平成27年度1,644、31年度は1,666ということで、量の見込みを満たす形での確保方策を検討させていただきました。

ただ、ここにつきましては、一定、市外の幼稚園をご利用されるお子さんというのが

いらっしやいまして、1,644名のうち平成27年度につきましては589名、平成31年度につきましては581名が市外の幼稚園を利用されるという確保の方策になっております。

次に9ページをごらんください。(2) 2号認定のところでは、こちらは保育所を利用希望される3歳以上のお子さんの量の見込みと確保の方策です。まず、こちらの量の見込みに関しましては、平成27年度が1,060名、平成31年度が1,055名ということになっております。それに対しまして確保の内容ということで、平成27年度が1,074名、平成31年度は1,216名ということで、量の見込みを平成27年度から確保できるという内容での計画案になっております。

次、10ページをごらんください。(3) 3号認定に関してですけれども、これは0、1・2歳の保育所の利用を希望されるお子さんの量の見込みと確保の方策についてです。記載の仕方につきましては、0歳と1・2歳を分けて書きなさいということになっておりまして、0歳と1・2歳に分けて記載をさせていただいております。

まず、0歳のほうをごらんください。平成27年度の量の見込み、ニーズ量は253名です。平成31年度は245名になっております。それに対して確保の内容としては平成27年度に226名ということで、不足が27名分生じる形になります。平成28年度には量の見込み、ニーズ量と提供量が均衡して、過不足がなくなる。平成29年度には過不足がプラス5名ということで、定員数が若干多くなりまして、31年度には245名の利用希望に対して253名分定員を確保するという内容になっています。

次、その下をごらんください。3号認定、1・2歳の保育所を利用希望される方のニーズ量と確保の内容です。平成27年度に関しましては、ニーズ量、量の見込みが885名分ございます。平成31年度には840名という推移になります。それに対して確保の内容としては、平成27年度が760名、平成31年度が861名ということで、平成27年度に関しましては不足が125名分発生するようなものになってしまいますが、28年、29年と整備をいたしまして、平成29年度にプラス10名、ニーズ量に対して全て確保できるという内容で、それが平成31年度まで続くという内容での事業計画のつくりになっております。

それでは、次の11ページ、3番の「教育・保育の一体的提供の推進」ということで、こちらは先ほどの指針の中にも出ておりますように、今回の子ども・子育て支援新制度の目玉の一つとして認定こども園の普及促進というのがございまして、それに対する市の考え方を書きなさいということが記載されております。その下、その指針に沿いまして、小金井市として認定こども園普及促進についてということで、このような文章で考

え方を記載させていただいているというものでございます。

次は13ページをごらんください。こちらは4番として「教育・保育施設の質の向上」という部分になります。こちらもやはり指針の中に記載されております内容を網羅した形になりまして、教育・保育施設の質の向上についての市としての考え方を記載させていただいております。

○松田会長 濟みません。1回ちょっとここで切っていただいでよろしいですか。

○子育て支援係長 わかりました。

○松田会長 ちょうど2つに内容が分かれますので、まず教育・保育部会の内容からということでもよろしいですか。じゃ、今までのところで、教育・保育のたたき台ということでご説明いただきましたが、今見ていただきまして、まずご質問等ございましたらお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○日野委員 10ページの(3)で、0歳と1・2歳をあえて分けたということで記載されているんですけれども、それは国がこのようにしなさいということですね。

○子育て支援係長 はい、そうです。このような記載をしなさいという形になっておりましたので、分けさせていただいています。

○水津委員 確認なんですけれども、この確保の方針については今部会で審議中ということでもよろしいのでしょうか。

○鳴海委員 そうですね。審議をこれからという意味で捉えています。

○水津委員 じゃ、量は出したけれども、どういう方針でこれを実現するかという市の方針みたいなものは。

○鳴海委員 どういう方策でというのは市のほうで立てて、こちらのほうに関してはそれを実施するに際して、先ほどもちょっと私たちが気持ちを統一したということで、いろんな要望も出しておりますので、そのあたりをここに盛り込んでいただきたいと我々委員は考えているんですけど。

○水津委員 盛り込んでいただいたものをもう一度審議して、ここに入れるということですね。

○鳴海委員 もう一度審議をするということ。そうです。

○水津委員 はい、わかりました。

○松田会長 そういう意味ではきょうは量の確認という色彩が強いということですね。それと、この事業計画では平成29年度には待機児童をゼロにする、解消するという計画だということですね。わかりました。

いかがでしょうか。

○沢村委員 11ページの認定こども園についてなんですけれども、先日の部会で認定こども園を1カ所新設で予定しているというお話を伺ったんですけれども、それはこの計画のどこかに書かれているのでしょうか。

○子育て支援係長 先日の部会でお話ししました認定こども園の設置の内容の部分についてなんですけれども、済みません、8ページをごらんください。認定こども園というのは1つの施設で保育所と幼稚園の機能を持ち合わせた施設になっておりまして、認定こども園の幼稚園部分につきましては定員何名、保育所部分につきましては定員何名ということで、それぞれの基準に応じて施設を整備するという内容になっております。

8ページの(1)1号認定の確保の内容のところをごらんください。確保の内容の特定教育・保育施設のところなんですけれども、28年度は105名になっておりまして、平成29年度が135名になっています。この定員30名の増員は、認定こども園の幼稚園部分の増員という形での見込みになっております。

9ページ、10ページをごらんください。ここにつきましては平成29年度の特定教育・保育施設全体で、0歳から5歳までの定員のうち、100名ちょっとを認定こども園でという形の確保方策を前回の部会ではお示しをしております、この数値の中には認定こども園1園という、ご紹介申し上げた内容については含まれております。

○沢村委員 数的にはそうだと思うんですけれども、11ページ、12ページに記載しなかった理由があるんですか。もし計画しているのであれば、ここに入れるのが自然かなと思うんですが。

○子育て支援係長 こちらの11ページにつきましては、今回の新制度の施行に当たりまして、認定こども園の普及促進に関する市の考え方と普及促進の内容について具体的に記載をしていきなさいという形になっておりまして、いつまでに何園つくるという事業計画の整備計画の部分につきましては、今までの内容をごらんになっていただくとおわかりになるかと思うんですが、その前段階、具体的な定員何名何名というところで全部記載をしていきなさいとなっております。こちらの11ページの3番のところに、平成29年度に例えば認定こども園1園設置を予定していますという書き方が、全体とのバランスを見て整合性がとれないものですから、こちらについては市の認定こども園に対する考え方のみを記載させていただいたという形になります。

○沢村委員 そうすると、今後、今ブランクになっている確保の方針のところに入れ込んでいくよ

うな形とかはどうですか。

○子育て支援係長 具体的に確保の方針のところについてどういう書き方にするかというのは、今こちらでも検討している最中で、鳴海部会長からも御紹介がございましたとおり、いろんなご要望をまとめて文章として入れるのか、それとも確保の方策の部分について詳細な数値をここに盛り込んでいくのかというところは、まだ方針が定まっておきませんので、その点に関しましてはまたご意見をいただきながら検討させていただきます。

○水津委員 量のことは部会のほうでご検討なされた結果だと思うので、とやかく言うつもりはないんですが、幼稚園のところでも市外の人数がやたらに多いのがすごく気になりまして、皆さん喜んで市外に預けているわけではないと思うんです。小金井市内での幼児教育の充実みたいなものを図っていく様子がこの数字上に見られないのは、何かやっぱりあるんでしょうかね。

○子育て支援課長 現状、東京都から出てきている数値の報告を伺ったところなんですけれども、東京都全域で1号認定、幼稚園希望の子どもに対する教育の提供の量というのは、各自治体が出した数値の中で既に確保されているという報告もありまして、東京都の中で需給バランスがとれているという現状、小金井市内で幼児教育に新たに踏み出すということにはなかなかならないかなと考えています。

それをしたことによって、またどこかが空いてくるという状況になるのは目に見えているところですので、それも含めて保育のほうでの数の確保、先ほどご紹介しましたように、2号のほうで3歳以上児で150人程度でしたか、平成31年にはニーズからして161人余るという考え方もありますので、そちらのほうで補完したいと考えています。

○岩野委員 たたき台の8ページ、9ページ、10ページのそれぞれの量の見込みの確保の内容を見ますと、平成29年度以降、確保の数字というのが比較的固定化されております。平成29年度ぐらいに待機児童の解消を目途とされているので、29年度以降数字が確定されるというのは何となくわかります。

その上で、来年度からこの計画が実施されるわけですし、28年度、29年度の確保の内容、特に特定教育・保育施設のキャパが28年度、29年度に結構増えているわけです。部会でも28年度、29年度において施設の開設、認定こども園の開設を行っていくということを確認したんですけれども、実際これはもう動いていないと計画に追いつかないと思うんですけれども、この辺の施設の開設状況の現在の進捗というのを、今時点でお答えできる限りで、どういうふうな動きになっているのかというのを教えていただけますで

しょうか。

○保育課長 27、28年度の動きというご質問でございます。具体的にここでどれぐらいの規模のどの時期というのは、なかなかお話しにくいところなんですけれども、現時点で幾つか具体的に事業化に向けて取り組んでいる施策がございます。予算の確保等がまだなされていない状況でございますので、詳細についてはこの場では控えさせていただきたいと思っております。

○小川委員 今、予算の確保という話があったんですけれども、ここで毎回話をしている、すばらしい計画があっても、それが実質的に運営されていかなければ困るということが毎回出ているわけなんですけれども、26年12月1日の小金井の市報で、平成25年度の主な事業の概要に25年度に使われたお金が出ているわけなんですけれども、これに関して「だれもが安心して暮らせる思いやりのあるまち(福祉と健康)」のところで民間保育ですとか「のびゆくこども」、子育て・子育て支援ネットワークへの補助、認可保育園等保育園、幼稚園、学童に関する予算が出ていますよね。これがそのままこのプランに移行していくというふうを考えていいわけですか。

○子育て支援課長 きょう市報が配られたばかりだったと思います。小川委員のお手元にも届いたということなんですけれども、このプランでそのままいくかということになりますと、ほぼ本年度ぐらいのベースは確保できるのではないかと考えております。というのは、今年度は既に消費税8%分を使って、今、計画に関しても審議していただいているような一部分については、支援新制度に向けた新しいメニューが既に始まっておりまして、先取りで行っている部分もあります。それに関しては8%の増税というのは実施されているわけで、確保できているのではないかと考えております。

○松田会長 ほかはいかがでしょうか。

ちょっと私からも。13ページの質の向上という点で、職員の資質向上に向けた研修等の充実というのがあるんですけれども、ちょっとかかわっておりまして、保育士さんの研修というのは、幼稚園と違って子どものいない時間というのは基本的には園にないということがあって、実際的にはこれはなかなか、例えば講座を開けば保育士さんが出れるという環境ってないと思うんです。そういうことから考えたときに、これを実質化するためにはもう一段何か考えたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○保育課長 保育士の研修につきましては、ご指摘のように、月曜日から金曜日、土曜日までお子

さんがいらっしゃる限り保育にあたるということで、なかなか一定の数が抜けて研修に行くのは難しいという実態がございます。現状では、そういう中でローテーションを組みまして、一定の研修の対応をしているという状況はございますが、決して十分ではないと認識しているところです。その他休日に研修などに行ったりとか、そういう部分もございますが、組織として研修に対する考え方については、新制度で教育・保育施設の質の向上というのを新たにきちんと考えていかなければいけないと考えてございますので、具体的にどうするというのはなかなか申し上げにくいところでございますが、その制度について認識ということでご理解いただきたいと思います。

○沢村委員 7ページの参照の真ん中のところに、満3歳未満の子どもの中で保育所を利用している割合、これを保育利用率というんですか、これについて目標値を設定することとあるんですが、これがどこかに入っているのかということと、先ほど日野委員から0歳と1・2歳が分かれているというお話がありましたけれども、0、1・2を合算してどうなのか。0、1・2全体に占める保育所の利用割合というんですか、これは女性の社会進出や就労支援に結構密接にかかわることだと思うんですが、そこら辺についてはどこかに記述が入るのでしょうか。

○子育て支援係長 この保育の利用率というのは、ご紹介いただきましたとおり、実はこれは基本方針案というふうになっているんですけども、この計画書の作り込みの段階でまだ基本指針が公布されてなかったものですから、基本方針案ということで書かせていただいているんですが、同じ内容のものが基本指針に、利用定員数の割合について目標値を設定するというように書かれております。

現状の考え方としてですけれども、この計画書の中には児童人口推計、将来これだけのお子さんがこういう増減で推移していきますという人口推計と、実際にこの事業計画のニーズ量と確保の方策を示すことによって自動的に定員設定割合というのが出てくる関係上、あえて改めて数値でこの計画書の中に入れる必要があるかないかという話をしておりました。

ここにつきましては具体的にほかの自治体さんの計画のこういった素案などを拝見させていただいても、具体的にパーセントで割合を示しているところはほとんどないような状況でして、あえて示す必要があるのかどうなのかというところもあったものですから、今現状のたたき台としては抜いて、入れずに出しております。今後につきまして、この辺は入れる必要があるかどうかというのを考えてみたいと思っています。

以上です。

○沢村委員 目標値として入れるかどうかは別として、現状としてどうかというのは0・1・2に合わせた数値があると非常にわかりやすいかなと個人的には思います。これは部会で議題には入りますか。

○子育て支援係長 今後、この計画案のたたき台の幼稚園と保育所の部分につきまして、部会の皆様にもう一度ご審議をいただきたいと思っておりますので、またその中でご意見いただければと思います。

○鳴海委員 13ページの4の教育・保育施設の質の向上のところですが、部会でも話題が出ていたかと思うんですが、人材確保の方策というのもご意見があったかと思うんです。掘り起こしというんでしょうか、それに市からの働きかけや何か、要望があったかと思っておりますので、その要素も入れていただけたらどうかと思っております。

○松田会長 じゃ、ご意見としてご検討いただくということで。そういう意味で小金井市が持っている教育資源を有効に活用していくことは、小金井市ならではの取り組みにもつながりやすいかと思っておりますので、あわせてご検討いただけたらと考えております。

ほかはいかがでしょう。それでは、一旦こちらで少し次のステップへいくということで、また後ほど関連づけてでも結構ですので、気づかれたところがありましたら、ご意見いただけたらと思います。

じゃ、次、15ページからの後半部分の資料のご説明を、事務局のほうからお願いしたいと思っております。

○子育て支援係長 15ページから説明をさせていただきます。こちらは前回、本体会議のほうでご審議をいただきました内容を、一部書きかえを行いブラッシュアップをさせていただいたもの、それと教育・保育に密接に関係する部分ということで部会でご審議をいただいたものも全て足し込みまして、1つ新しい項目も一部加えまして、今回たたき台としてお示しをしております。

部会のほうでご審議いただきました内容についてご紹介申し上げますと、まず16ページをごらんください。16ページは時間外保育事業ということで、延長保育事業の部分になります。平成27年度から31年度までの量の見込みは、こちらに記載させていただいておりますとおりです。平成27年度につきましては、量の見込みに対して確保方策が下回っております。これは現状、待機となるお子さんが生まれてしまっている関係上、604名の量の見込みに対して全て対応ができていない状況ではないということで、確保方策に

については下回っているという見込みを記載させていただいております。28、29、30、31と、以下のとおりの推移になるということでご了承ください。

次に22ページをごらんください。こちらは一時預かり事業です。一時預かり事業の中の①幼稚園における一時預かりというのが、やはり部会のほうでご審議をいただいている内容になります。今回子ども・子育て支援新制度では、幼稚園さんで行われております延長預かり、保育が一時預かり事業として位置づけられました。ただ、今度の新制度へ移行される幼稚園さんにつきまして、原則的にはこの一時預かり事業についても制度に乗りなさいと。既存の今までの制度に残られる幼稚園さんが実施されている延長保育につきましては、新制度の一時預かりと全く同じ内容ということではないんですけども、確保の方策の中で新制度へ移行される幼稚園さんが行う一時預かりも同様に、全部まとめた形で量の見込みと確保方策を記載させていただいております。

平成27年度につきましては、量の見込みが5万1,541人日となっております。それに対して確保の方策というのが1万5,525、平成31年度が5万1,272の量の見込みに対して、確保の方策は1万5,525ということで、平成27年度と同数となっております。

この中で量の見込みの内訳をごらんください。まず、上に書いてあります幼稚園の在園児を対象とした一時預かりということで、こちらは保育を必要としない、要は幼稚園を利用されたいと希望される1号認定の方の幼稚園さんにおける一時預かり、延長預かりについての量の見込みになっております。

その下の幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（2号認定見込み）と書かれているものですが、こちらは保育の必要性の認定が受けられる、要は本来的には保育所の利用を希望されるであろうと想定されるお子さんですが、その中でも特に保育所ではなく、幼稚園に行きたいとニーズ調査において回答された方々の幼稚園における一時預かりの希望、ニーズ量をこちらに記載させていただいております。

内訳はこのようになっておりまして、確保の方策の考え方につきましては、現在、小金井市内に私立の幼稚園さんが6園ございまして、そちらの6園の幼稚園さんで実際に行っていらっしゃいます預かり保育の実績を確保の方策とさせていただきます。1号認定見込みのお子さんの一時預かり事業の量の見込みに関しては、おおむね7,000人日程度で推移しておりまして、現状の小金井市内の幼稚園さんの一時預かりで十分にカバーできるんですが、両親共働き世帯の幼稚園を利用希望される方々の一時預かりの量の見込みが4万四千数百人日程度で推移をしておりまして、こちらのニーズというのが一

定小金井市内の幼稚園さんだけでは吸収し切れないという部分になります。

ただ、先ほどの幼稚園の確保の方策の中でも一定記載をさせていただきましたとおり、実際には他市の幼稚園さんにも行かれまして、そちらの幼稚園さんで一時預かりを実際に受けられるという形になりますので、ここの確保の方策としては記載ができない部分について、実際には利用されている方がいらっしゃるということで、そういった記載できない部分で吸収できるのではないかとということで、こちらの一時預かり事業の量の見込みと確保方策という形になっております。

次に、最後の26ページをごらんください。これにつきましては部会並びにこちらの本体会議で初めてお示ししている部分になりまして、(12)の「実費徴収に係る補足給付を行う事業」と、(13)の「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」ということになります。こちらはいずれもニーズ調査に基づかず、ニーズ量、見込み量を出さずにそれぞれ各市のほうでどのように事業を実施する方針なのかというのを記載しなさいということになっておりまして、(12)に関しましては所得の低い世帯の方々に対する、幼稚園さんや保育所さんで徴収される実費徴収部分について、給付をどのように行っていくのか、どのように各市で対応するのかというのを事業計画に記載することが必須になっておりまして、小金井市としてはこのような形の記載をしたいと考えています。

それと、(13)ですけれども、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業ということで、今回のこの事業計画につきましては施設整備計画という側面が大きくメインになっております。多様な民間事業者さんの参入を促すために各自治体でどのような施策を打つかということを経営計画に記載しなければいけないことになっておりまして、小金井市としてはこのような形での確保の方針というのをお示ししております。

簡単ですが、説明は以上です。

○松田会長 そうしましたら、委員の皆様からご質問とかご意見ございましたら、お願いしたいんですけども。

○小川委員 今、(12)のところのお話で、世帯の所得の状況等に勘案してということだったが、この勘案というのは、準要保護とか要保護というところですか。

○子育て支援係長 おそらく、今、小川委員さんのほうからご照会いただきましたような形ではないかなと思います。ただ、実際に事業の内容についての概略しか示されておりませんで、細かい内容というのが一切不明になっておりまして、現状では私どもとしてはそのよう

な感じではないかと思っているんですが、今後、国や都の動向を見ながらという記載をさせていただいております。

以上です。

○松田会長 ほかはいかがでしょうか。

○水津委員 ものすごいわかりにくかったんですけども、はっきり言えば、幼稚園の一時預かりの件ですけども、数字が人日扱いになっているのがわかりにくかったなと思うんですけども、要は今の現状で確保ができるという、言ってしまえばそういうことと。

○子育て支援係長 これはいろいろご意見はあろうかと思えますけれども、他市の幼稚園さんまで含めて考えると、ニーズ量を確保できるという記載には一応しているつもりであります。

○日野委員 今回の水津委員と同じ意見で、数字だけ見ると、確保の方策が今の22ページの(8)①ですね。数字だけ追ってしまうと、全然確保できてないように見えるんです。もうちょっとわかりやすく説明とか記載するような感じで、今後対応していくということは考えられるんですか。

○子育て支援係長 まず、こちらの量の見込みの数値の記載部分につきまして、大変恐縮なんですけど、他市の幼稚園さんで量の見込みを確保できますというのを記載して良いのかどうなのかが示されていない関係で、記載できなかったということで、その点ご容赦いただければと思います。ですので、確保といたしましては、今、日野委員からご紹介いただきましたとおり、その下の確保の方針という文章の部分でどのような形の書き方ができるかということを検討させていただきたいと思っております。

○松田会長 いかがでしょうか。

○新保職務代理 先ほどご説明がありました11ページの認定こども園についての部分ですけども、8ページの量の見込みの2の特定教育のところ、28年度までは105名だったのが29年度には135名になると。この増えた部分が認定こども園の部分で、それ以外に2号と3号のところ、100増えていくというお話でしたけれども、先ほど水津委員からもお話がございましたけれども、小金井市内の幼稚園の量が市外にこれだけ出ていくという部分で、せっかくここで増やせる部分があるので、部会さんのほうでもご検討なさったと思いますが、この数がもう少し幼稚園の部分が増えればいいのかなという希望を持ちました。

それから、あと11ページの小学校教育との円滑な接続という部分で、これは小学校との連携はもとよりというふうに記載されていますが、小学校と認定こども園がどのよう

な連携をとっていくのかというのがちょっとイメージがわからないところなので、このあたり少しお話ししていただけるとありがたいです。

○子育て支援課長 これは認定こども園に限ったことではないんですけども、教育基本法の中での幼児教育というところに観点を置けば、今、幼児教育の役割としては幼保小連携ということはずっと言われていることです。それは認定こども園に限ったことではなく、幼稚園と保育所にあっても、小一ギャップというんですか、小川委員のほう詳しいと思えますけれども、小学生までしっかりつないでいくんだということで、いろいろ取り組みが数年前からされていると思います。それは小学校へ上がる前の幼稚園からの情報提供だったり、それから保育所からの情報提供だったりということもされておりますので、同じようにつながりを円滑にしていくという考え方は認定こども園についても同じという考え方です。

○新保職務代理 ありがとうございます。イメージとしては現状でもいろいろな交流はあるかとは思いますが、地域の幼稚園や保育園さんは地域の学校との連携というのはあるのであろうと思えますけれども、この場合は小金井市を1つの単位として、1つの認定こども園の話だと思うんです。そうすると、市内全域からお子様たちが集まってくる園ということ、どこの幼稚園でもそうでしょうけれども、特にこの場合は1つしかないということだと、市内全域の学校との交流等も視野に入れてということでしょうか。

○子育て支援課長 現状、交流をどのようにされているかというのは小川委員のほうがお詳しい、それから幼稚園の先生もお詳しいんですけども、それとは別で、私が申ししたのは、一人一人についての指導の記録のようなものを小学校に送っていくという試みもされております。一人一人の個性などといったことでしょうか、学校に引き継ぐという取り組みがされているほかに、地元の小学校との連携は、その子たちが通うところが主ということになるんでしょうけれども、お近くの小学校と交流を図っているという試みも、両方されている。書面上での交流と対面での交流と両方されていると考えています。

○新保職務代理 わかりました。ありがとうございます。

○岩野委員 たたき台の確保の方針の文言で、検討するとか、調査、研究するという表現が比較的に見受けられるんですけども、この場合、計画というつくりの中で検討とか調査、研究という言葉を使うのは、これは5年かけて研究するとか検討するの、それとも「のびゆくこどもプラン」のように、単年度の事業評価の中で一定数の評価を踏まえた上で実施に移せるように、その都度その都度検討していくのか、どっちと捉えるものなのか教

えてください。

以上です。

○子育て支援係長 具体的に言いますと、「検討」と書かれている部分についてですけれども、書いている理由のまず大きな1つの部分は、今、岩野委員さんからもご紹介がありましたとおり、毎年毎年の検討というのも当然でございます。

それと、大きな2点目ですけれども、具体的にまだこの新制度の枠組み自体が国のほうでも検討しながら今来ているという状況になります。各市町村も国の検討状況を見ながら検討を行っておりまして、まだ最終的な確たる方向性というか、方針というのが示されていないような状況で、小金井市として事業の実施に向けた検討というのはあるんですけども、固まり切っていないという部分での検討と書いているところもございます。

それと、あと「研究していきます」の部分についてですけれども、ここは具体的には23ページのファミリー・サポート・センターの部分になろうかと思えます。ここににつきまして一定こちらの本体会議の中でもお話をさせていただきましたとおり、まず病児保育事業の実際のニーズとして捉えた場合に、病児保育施設としての病児保育を希望されるニーズが非常に多く、ファミリー・サポート・センターを利用して病児のお子さんを保育するという希望が非常に少なかったと。そういう中で確保の方策として考えた場合に費用対効果の部分もありまして、ファミリー・サポート・センターのほうで具体的に事業の実施を検討というのがなかなか書きづらいというところがございます、ここについては「研究させていただく」という書き方をさせていただいております。

なので、実際の毎年度毎年度の中でやり方を検討していくものと、国の方針がまだ細かいところまでは示されていないというところで検討するという書き方、ファミサポの部分で書き方として「実施に向けての検討」というのが書きづらいということで、「研究する」という書き方をさせていただいております。

○岩野委員 ありがとうございます。

○日野委員 今のファミサポの件にもちょっと絡むんですけども、23ページの(9)の病児保育事業、子育て援助活動支援事業において、確保の方策が平成31年度でようやく解消されるというふうはこの数字を見ると読み取れるんですけども、そのようなことでよろしいですか。

○子育て支援係長 そうですね。平成31年度で、ニーズに対して最終的に不足なく確保できるという計画です。

○日野委員 保育園を新しく新設したりとか、ちょっと広げたりとかで、園児を増やす取り組みというのは進んでいると思うんですけども、それに伴って子どもが多くなれば、それだけ預ける際に病児保育に対するニーズもあわせてやっていかないといけないのかなとちょっと思ったもので。この数字だけ明示すると不安になってしまうのではないとちょっと感じたので、ファミサポもあると思うんですけども、早急にそういう対策をやっていただきたいと思いました。

以上です。

○松田会長 今のはご意見として載せていただくということで。

○新保職務代理 20ページの養育支援訪問事業のことにに関してなんですけれども、これ、ちょっとごめんなさい、私、以前検討したときに、この23という数字が27年度から31年度までの5年間、変わらないということによろしいのでしょうか。資料13のところで行ったのかなと思うんですが、今、自分でその数字はどこを拾っていいのかわからないです。

○子育て支援係長 10月7日に開催されました第5回の会議の資料18をごらんいただければと思います。内容についてご説明申し上げますと、量の見込みの出し方についてですけども、まず過去の5年間、平成21年度から25年度までの派遣人数の実績を出しました。この5年間の中で派遣人数として一番多い実績だったのが、年間の派遣人数として23人になっています。この養育支援訪問事業というのは、希望される方に派遣という形ではなく、市がその必要性を判断して派遣するという形になっておりまして、児童人口が多い少ない、増える増えないにかかわらず市の必要性で判断する事業であることから、過去の実績の中で一番多い人数である23人の派遣というものを、量の見込みに設定させていただいたという流れになっています。

以上です。

○新保職務代理 わかりました。済みません。

○沢村委員 (8)の一時預かり事業の保護者の手続について伺いたいんですけども、一時預かりを利用したい場合はいわゆる新制度の支給認定を受けなくてもいいのでしょうか。

○子育て支援係長 ②に書かれてあります保育園等における一時預かりというのは、今現状行われている一時預かりのことだと思うんですけども、沢村委員さんからお話のございましたとおり、特に認定等は必要なく、申込みをしていただいで利用できるという事業になります。

○沢村委員 関連してなんですけれども、新制度に移行して、幼稚園でも保育所でも新制度の枠組

みのところと、そうじゃないところがパッチワークみたいになっているんですけども、保護者としては入りたい園があった場合にそこに問い合わせをして、そこが新制度に乗っている場合は、園のほうから支給認定を受けてくださいという説明を受けるという流れなんですか。

○子育て支援係長 一時預かりと同じ内容のものでしょうか。

○沢村委員 私の今の質問は一時預かりじゃなくて、ルーチンで入るといふか、経常で利用したい場合。

○子育て支援係長 経常で保育施設を利用されたいということですか。

○沢村委員 保育所なり幼稚園なり入りたい園があった場合に、保護者としてはそこが新制度に乗っているかどうかあまり意識しないと思うんですが。

○子育て支援係長 まず、幼稚園さんのほうについてご説明を申し上げますと、幼稚園さんにつきましては今までと同様に直接幼稚園さんのほうに利用の申請手続をとっていただきまして、幼稚園さんから内諾を得た段階で、書類をもう1枚余分に書いてもらうようなイメージなんですけれども、1号認定の申請というのを幼稚園経由でしていただいて、幼稚園経由で認定書を皆様にお渡しするというので、手続としては1枚余分に申請の紙を書いて、幼稚園さんのほうから受け取っていただく書類も1枚余分なものが増えると。そんなイメージになります。

保育所さんにつきましては、これも従前と同様なんですけれども、認可保育所のように新制度へ移行される保育所さんにつきましては、小金井市の保育所の担当窓口でまず申請をしていただきます。これは今までと同様です。同時に保育の必要性の認定というのも申請していただくことができるので、今までと同じように保育課の窓口に来ていただいて、まず申請をしていただいて、保育課で利用の調整をした上で、利用いただける方につきましては利用いただけますという通知をして、残念ながらだめだった方につきましては不承諾という形で通知をお送りさせていただきますので、実際に利用される方の手続としては今までとほとんど差はなく利用ができて、受け取っていただく書類、認定証というのが、保険証みたいなものなんですけれども、それが1枚余分につくという形になっています。

○松田会長 ほかはいかがでしょうか。

○佐藤委員 質問です。22ページの一時預かり事業で今ご説明いただいた、幼稚園の場合には直接申し込んで内諾を受けたら、幼稚園さんが市のほうに、どこそこのだれそれさんが一時

保育を利用するので、この書類を書いてくださいというのが来たのを、また園が親御さんに渡してという形になるというスタイルで、今みたいに、一時保育は、自分が何月何日に預けたいというときには直接園に電話して、何日何日というふうに埋めていって、そのお子さんに対しては一時保育をしている園が直接お話をしている実績があると思うんですけれども、それとはまた全然違うスタイルになるんですか。

○子育て支援係長 今ご説明申し上げたのは、通常の保育園や幼稚園の利用を希望される方の手続になります。一時預かりも今までと同様です。まず、幼稚園さんにおける一時預かりにつきましては、幼稚園さんに通っているお子さんが通常の教育時間、おおむね4時間ぐらいですけれども、その4時間が終わった後に、保護者の方の就労ですとか、その他もろもろの理由によって引き続き幼稚園さんを利用される場合に、幼稚園さんに申し込みをしていただいて、4時間終わったらそれをまた預かっていただくという、今までどおり、全く同じです。

②の保育園等における一時預かりについてですけれども、こちら先ほど来出ている保育の必要性の認定という、あなたの家庭は保育が必要なのでという認定を一切受ける必要はなく、今までどおり保育園さんのほうに申し込みをしていただいて、通常どおり一時保育ができるという形になりますので、②の部分について保育の必要性というのは一切関係なく、今までどおり利用できるということで、事務手続としては本当に今までどおりできるというご理解をいただければと思います。

○松田会長 よろしいでしょうか。例えばそのあたりのところを、今度、利用者支援事業で一つ一つ新しい事業として取り組みがあると思うんですけれども、そういうところでも少しかわっていただくというイメージは持って構わないということですか。

○保育課長 その家庭にとって適切な保育についての情報提供等も当然行っていきますので、その際に手続的なこともできるような形にしたいと思います。

○佐藤委員 一時保育についてですけれども、②の在園児以外は未就学児童ということで保育園さんのほうで預かるときに、0歳というと何カ月からなんですか。保育に欠けているが問題なく扱っていただけるお子さんと、緊急一時でお預かりをする必要のあるお子さんというふうに、たしか一時預かりは2つに分かれていたような気がするんですが、そこら辺の詳細をお願いします。

○保育課長 当該年度の4月1日現在まで3歳以上の人が対象となっています。

○佐藤委員 緊急一時ですか。

- 水津委員 要は現行の一時保育の私的利用の年齢制限の話ですよ。
- 佐藤委員 ですから、現行で一時保育は0から5歳までで、今までどおりの申し込みでいいよと言っているから、0だったら何カ月以上ですかというのが1つ。それともう一つは、私的・緊急一時預かりの充実ということは、緊急預かりというのは何歳からが対象になって、どういう状況だと預かってくれるのかという実態を知りたいということです。
- 保育課長 済みません。確認させていただきたいと思います。
- 松田会長 わかりました。今確認をしていただくということでお時間をいただければということで、ちょっとペンディングにしたいと思います。
- ほかはいかががでしょうか。
- そうしましたら、この間に私のほうから。これは意見なので、ご検討いただければということなんですけれども、先ほどの研究とか検討するという中で、確かにそういう形での表記しかできないというのはよくわかるところもあるんですが、この会議での議論と、それともう一段事務局のほうで精査いただいて、例えば「目指す」とか、そこらあたりまで書ける内容があるのかどうかというあたりをもう一段だけご検討いただいて出していただけると、またそれはそれでひとつ、この会議の議論が実になくなっていくかなと思いますので、これはちょっとご検討させていただきたいと思います。
- それと、先ほどの一時保育もそうですし、幼稚園の問題もそうなんです、市外が多いという中で、例えば幼小の連携の問題ということで出てきたときも、そうしますと市外に通園されている方にとっての幼小という問題は、また小金井市のほうへ戻ってくるわけですよ。ですから、そういう意味で1つはその範囲の中でもできる、例えば情報的な意味合いでのネットワークづくりとか働きかけという、実際に幼稚園をつくるということはなかなか言えないと思うんですけれども、次善策としての市外通園者に対する市役所からの働きかけというところも幾分何か工夫を入れ込んでいただくと、この会議のお話し合いも少しできるかなと思いましたので。これはご検討いただけたらという意味で、意見として受け取っていただければと思います。
- ほかはいかががでしょう。
- 沢村委員 一時預かりの保育室のことですけれども、現在、定期利用の保育室で、一時というよりも定常的に通われている方がいらっしゃると思うんですが、それも事業の枠組みとしては一時預かりということになっているんですか。
- 子育て支援係長 旧保育室さんは、こちらの一時預かり事業の確保の方策の中に数値としては含まれ

ています。

それで、考え方としてなんですけれども、保育の必要性を認定を受けられない方に対して、私的なり、緊急なり、定期利用なりという形での利用があろうかと思うんですけれども、この新制度の考え方といたしましては、そういった定期利用の部分に関しましても、不定期な就労なども含めた一時預かりというのがこの一時預かり事業の中に事業として位置づけられていますので、そういった意味では事業の内容との整合性をとるためには、一時預かり事業の中に入れたほうが今現状の考え方としては適切ではないかということで、こちらのほうに含めさせていただいているという状況になります。

なので、小金井市で保育の必要性の認定の就労の最低限の時間でいうと、48時間を下回る就労の方が対象になってしまうと思うんですけれども、待機児童が生まれている間につきましては、それ以上の方であってもこういった事業を利用されるというのは十分想定されます。そういったところも、今現状のこういう混沌としたような状況の中ではごっちゃになってしまうところがどうしても出てきてしまうんですが、新制度の一時預かりの趣旨として考えた場合には、一時預かり事業に入れたほうが適切ではないかという、こちらのほうの判断をさせていただきました。

○松田会長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょう。

○日野委員 17ページの(3)放課後児童健全育成事業の学童保育についてで、量の見込みに対してどの年度も確保が下回っているということがちょっと気になったんですけれども、確保方針として「ニーズ及び必要性の高い低学年児童の受入れを優先とし」とあるんですが、平成30年度、平成31年度においては低学年も確保が下回っているというふうに見受けられるんですけれども、どのような対策を考えているのでしょうか。

○子育て支援係長 こちら平成30年度は低学年の量の見込みが812に対して確保の方策としては810、平成31年度は量の見込みが832に対して確保の方策が810ということで、実際、量の見込みを確保できていかないんじゃないかという内容のご質問と思われます。

この部分に関しましては、前回か前々回の会議の中でもちょっとお話をさせていただきましたように、実際に学童保育所の利用状況というのを見てみますと、年度当初の登録数がまず一番ピークを迎えまして、だんだんとお子さんの数が減っていくという部分をまず加味していいのではないかという部分、それと全てのお子さんが毎日必ず学童保育所を利用するわけではないということを含めまして、平成31年度の832に対して確保の方策が810ということで、22名分の余剰に関してはこの確保の方策の中で十分に吸収

できると考えまして、数字上の見た目としてはどうしてもオーバーしてしまうんですけども、そういった趣旨も込めまして確保の方策というのをつくらせていただいております。

○日野委員　そうすると、優先順位がちょっと低くなってしまうのかと思うんです。高学年が受け入れられなくなってしまうということにはならないんですか。

○子育て支援係長　その部分につきましては、確保の方針の4行目の「高学年児童については」から始まる部分ですけども、「国や都における放課後子ども総合プラン等の動向を見極めながら、地域における子どもの居場所の活用等も含めて対応を検討します」ということで、こちらの会議の席上、私も類似事業みたいな言い方をしていたんですけども、学童保育事業以外の高学年のお子さんの居場所というのは十分確保できるのではないかとということで、まず低学年のお子さんのニーズを優先させていただくという書き方をさせていただいています。

○保育課長　では、よろしいでしょうか。

○松田会長　じゃ、先ほどペンディングにしましたことについて。

○保育課長補佐　お時間をちょうだいしまして申しわけございませんでした。公立保育園における一時保育ですが、種類がございまして、非定型という、お仕事等でご利用される場合には1歳から受け入れということになりまして、それ以外の理由でありますと3か月から受け入れをしている状況でございます。私立においては各園まちまちで、0歳から受け入れしている園もありますが、詳細につきましては把握はしてない状況でございます。

○松田会長　ということでございます。

では、ほかにいかがでしょうか。

○小幡委員　15ページの(1)の利用者支援事業の確保の方針の文章のことでちょっとお聞きしたいと思います。

こちらのほうで「保育所申請窓口として相談支援員を配置し」ということで、現在もう実施しているというふうに書かれています。そのほかに「利用者支援事業に含まれる地域連携機能については、子ども家庭支援センターにおいて子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに」というふうが続いているんですけども、前にこの会議でお話ししたときは、そこの窓口相談された方が移動するのではなく、そこで相談して、安心して帰っていただくような連携をしてほしいということで意見が出たと思うんですけども、これだとこのことについては子ども家庭支援センターに行ってくださいみた

いな感じに何となく受け取れるんですけれども、そこら辺のところはこの窓口でも連携していくという意味でとってもよろしいのでしょうか。

○保育課長 現在、保育課は第二庁舎3階にございまして、子ども家庭支援センターは貫井北町5丁目にございます。離れているということがございまして、隣の課でございまして、連携はしていく形にはなるんですけれども、内容によっては子ども家庭支援センターをご案内したりということもあるかと思いますが、なるべく1カ所で対応をとっていきたいと思います。

○小幡委員 そうしましたら、なるべく窓口でその件は子ども家庭支援センターに行ってくださいではなく、対応されるということでよろしいでしょうか。

○保育課長 はい。

○小幡委員 ありがとうございます。

○岩野委員 同じく15ページの(1)利用者支援事業の対象年齢についてですけれども、ほかの事業ですと、未就学児童の場合は0から5歳と表記しているんですけれども、この利用者支援事業だけ未就学児童0から6歳と、6歳まで書いてあるんですけれども、これはどういう意図があるのでしょうか。

○子育て支援係長 その書き方についてですけれども、こちらは前回の会議の中でも年齢の書き方についてお話をいただきました。それで今回、あえて未就学児童ということで、括弧書きで0歳から6歳、0歳から5歳という書き方をしている部分についてですけれども、簡単に申し上げますと、その施設の申し込みの時点で年齢がどのくらいの年齢なのかということと、利用者支援事業については実際施設に行っていない、いわゆる未就学、小学校に上がる前に6歳になられるお子さんもいらっしゃるというお話も前回ございましたので、そういった方も対象になりますよということで、未就学児はあえてここだけ0歳から6歳として書かせていただいております。それ以外の部分につきましては主に施設の申し込みをするであろうその時点での年齢という形での記載で、0歳から5歳というふうに分けて書いているということになります。

ただ、ここについてはまだ書き方もいろいろあるかと思いますが、またご意見をいろいろ賜ればと思います。

○松田会長 いかがでしょうか。

○佐藤委員 確かに0から6歳というのでは、満年齢が学年年齢になりますから、5歳といたら満5歳の子で、6歳になる子というのは通常的なクラスの運営だと思うんです、施設の

には。

ただ、そうなると1番も2番も3番も未就学児というのが0から5だったり、0から6だったりというのでやはり混乱を招くので、あるいは5歳児学年というふうに統一するなどしていただいたほうが読み取りやすいのかなと私は考えます。例えば預かり保育でも3歳から5歳というふうになっていますけれども、そんなこと言ったら6歳になる子もいるでしょという話になるわけだし、未就学児3歳から5歳といっても6歳になる子もいるでしょと言うと、それを言っていたら切りがないので、5歳児学年であるとか、0歳児学年であるとかというふうにどこか1つ足して、統一した表記が望ましいと思います。

○松田会長 いかがでしょうか。

○沢村委員 参考資料として配付された資料31についてですが、新制度の保護者の手続的なことが気になるんですけども、資料31の3ページに、まだできてないんですけども、認定こども園ができた場合に、新制度の対象のところにも入っているし、対象外のところへも入っているんですが、これは保育園型か幼稚園型の違いなのか、それとも幼稚園みたいに新制度に乗る認定こども園もあれば、新制度に乗らない認定こども園もあるのか、その辺がよくわからないんですけども。

○松田会長 その前に先ほどのお話を整理させていただくと、表記としては学年児という言葉はよく使うんですか。

○佐藤委員 うちは認証で、0、1、2歳の学年なんです。そうすると、例えば4月生まれの2歳のお子さんが3歳になってしまうと、出ていかなければいけないんですかと言われるので、生後57日から2歳児学年、満2歳児のお子さんが3歳になる学年は大丈夫です。ですから、4月生まれだったら、4月に3歳になった翌年の3月31日まで在籍できますということをお話するんですけども、その場合は2歳児学年と言いかたを使います。

○松田会長 じゃ、その「児学年」という表現の仕方で問題がなければ、それでご検討いただくということでもよろしいですか。いかがでしょう。

○子育て支援係長 対象年齢の書き方について、まず、なぜこのようなちょっと混乱した書き方をしているかという部分についてご説明を申し上げますと、実はこれはニーズ調査をもとに出したニーズ量の推計の年齢にも一部関連しておりまして、今回ニーズ調査を行った際に、ニーズ調査に関しては全てその時点での満年齢に基づいて調査を行いなさいというふう

になっておりまして、佐藤委員からお話がありました学年という考え方がニーズ調査やニーズ量の推計の中で出てこなかったというところもございまして、前回、岩野委員さんからもご指摘いただきましたとおり、途中で年齢が上がった場合どうするのかという話で、いろいろとお話の部分での混乱が生じてきてしまったのかと思っております。

今後の表記の仕方については、また検討をさせていただければと思います。

○松田会長 わかりました。じゃ、そういう形でご検討いただくということで。

それでは、先ほどのご質問に移りたいんですけども、こちらはいかがでしょう。事務局のほうからお願いできればと思うんですが。

○子育て支援課長 沢村委員からご質問がありましたけれども、認定こども園に関してはこの新制度に乗る場合と乗らない場合があるというふうになっています。

○松田会長 そうしましたら、大分時間のほうも押してきたわけでございますが、このたたき台に関しましては部会でさらご審議いただきまして、確保の方針等にまた書き込まれた形でもう一度検討するということになります。また、きょう出たご意見等を事務局のほうでご検討いただくということになっておりますので、そういう形で決めさせていただければと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事の次第（3）その他報告でございます。事務局にお願いしてよろしいですか。

○子育て支援係長 資料30及び31をごらんいただければと思います。市報やホームページなどでも広報・周知をさせていただきましたが、子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴いまして、新制度の概要についての周知を図るとともに、市民の方が幼稚園、保育所を利用するための手続などの一部が変わることから、本制度における手続についての利用者向けの説明会を開催させていただきました。開催の際に使用しました資料というのがこちらの資料30と31になります。

こちらの利用者向け説明会につきましては2回開催をいたしまして、第1回目が11月12日水曜日の午前10時から1時間半、第2回目が11月14日金曜日の午後6時半から1時間半開催をさせていただきました。参加者は第1回目につきましては67名の参加をいただきまして、第2回目につきましては53名の方にご参加をいただいたという形になります。1時間半の説明会のうち、おおむね30分程度こちらの資料30と31を用いて市のほうからご説明を申し上げました上、その後1時間程度、質疑応答をさせていただいたという経過でございます。質疑をいただきました主な内容としましては、保育の利用手続に

ついて、保育の必要性の認定について、選考についてということがご質問をいただいた主な部分であったかと思います。

簡単ですが、利用者向け説明会について以上ご報告させていただきました。

○松田会長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、次第（４）次回の日程についてですけれども、会議の冒頭でもお話ししましたけれども、もう一度出口の確認をさせていただきますと、この会議は３月に最終的な事業計画案を出すということになります。そうしますと、この計画案に対してパブリックコメントを求めないといけませんので、スケジュール的には２月いっぱいかけてパブリックコメントをお願いするというスケジュールに多分なると思います。そうしますと、この計画案自体は１月いっぱいぐらいでたたき台という形でまとめて、その上でパブリックコメントを経由した上で、３月に再度がっちりまとめ直していくというスケジュールになります。

一方で、きょう資料28を出していただきましたが、今回は子育て新法が制定されたということで、第３章の部分の特出して非常に綿密に検討してきています。ただ、第４章の部分、従来ののびゆくこどもの施策を引き継いだり、あるいは今回の新たな計画をつくってから考えていくという部分が、きょう資料29という形で参考資料を出されていますけれども、検討する必要がございます。そういうふうを考えますと、１２月と１月の２回でそれらを全てまとめていくのはちょっと厳しいのではないかなと思っています。

それで、大変お忙しいところ恐縮するんですけども、１月とパブリックコメントを受けた後の３月のこのふた月に関しましては、この会議を２回開催させていただいたらどうかなというのが私からの提案です。日程の調整は今から行いますが、基本的にまずそういう形で進めさせていただくということについてご了解得られますでしょうか。大変申しわけございません。そうしましたら、次回は１２月２２日１９時からとさせていただきます。

あわせてまして、１月の会議日程を今ここでご調整させていただければと思うんですけども、スケジュールからいきますと、できれば２週目、３週目あたりで開催、ちょっと１週間の間を置いてという形で、連続的な開催になりますけれども、お願いできましたらと思うんですが。２週目、３週目というのは５日じゃなくて１２日からですね。１２日の月曜日からの週と１９日からの週なんですけれども、１２日は成人の日でございますので、

13日以降なんです、私は13日が厳しいので、14日というのでまずはご都合のほう、いかがでしょうか。よろしいですか。事務局のほうはいかがですか。よろしいですか。じゃ、1月の初回の会議を1月14日に同じ時間、7時から開催させていただきたいと思えます。

続きまして、次の週なんですけれども、この週は、逆に水曜日は会議日等がかぶっておりますので、連続的な開催で大変恐縮いたしますが、例えば月曜日の19日はいかがでしょうか。本当に何日かしかたっていないという状態なんです、よろしゅうございますか。事務局のほう、いかがでしょうか。よろしいですか。じゃ、連続的に、1月は変則的な開催になりますが、14日と19日にお願いするというので進めてまいりたいと思えます。

3月につきましては、1月にもう一度日程調整をさせていただければと思っております。

それでは、議事といたしましては以上でございますが、何か委員の皆様方からございますか。

○鳴海委員 済みません。聞き逃したんだと思うんですけれども、この資料29というのをどういう姿勢で拝見したらいいのかというのがちょっとわからなかったんです。聞き逃したんだと思います。申しわけありません。

○松田会長 再度ご説明いただいてよろしいですか。

○子育て支援係長 申しわけございません。資料29に関して、私のほうで資料説明の中で詳細にご説明申し上げるのを失念しておりまして、大変失礼いたしました。資料28をごらんいただければと思います。

全体の計画の構成案ですけれども、今までご審議いただいていた内容というのがこの第3章の部分になりまして、資料29につきましては第4章の部分になります。現在の「のびゆくこどもプラン」では157の事業項目を掲げまして、事業の推進についての計画立てを図っていたんですが、資料29の中で今までご審議をいただきました事業計画部分と重複する内容の部分が多々ございます。また、同じこちらの資料29の中でも重複して事業が出ている部分もございます。また、計画を策定してから5年たちまして、事業が廃止されているものや変更されているものなどがございます。そういった部分の一定を整理いたしまして、事業項目を絞った上でこちらの第4章のほうにもう一度再編して、掲載をしていきたいという形で考えております。資料29につきましては、とりあえず現

況、平成25年度の進捗状況がどうなっているかの部分までの調査が終わりましたので、一定資料としてお示しをさせていただきました。

今後、平成25年度の進捗状況等々も踏まえ、今までご審議をいただきました内容も踏まえ、重複しているものを切っていったりということで、取捨選択をした上でのせていくということで、とりあえず現状につきましては現行の「のびゆくこどもプラン」は事業はこういうものがのっていて、こういう内容の事業が行われている、こういう進捗が行われていると。

見方としては、今後これをどのような形で整理をしていったらいいかというのを、委員の皆様でこちらの資料をごらんいただきながらご検討いただけたらと思いますが、それにつきましては、一定たたき台のようなものは事務局のほうから今後お示ししたいと思っています。

○鳴海委員　　今のご説明ですと、この中にあるものを取捨選択するということは実質縮小していくことになって、新たな事業は含まれてこないようなご説明だったんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

○子育て支援係長　取捨選択という言い方が大変悪くて申しわけありません。結局、今157個ものっていて、毎年毎年会議に諮りまして、進捗状況の点検・評価をしていただくというのも非常に困難な作業になってきております。私どもとしては一定点検・評価をしやすい形でのつくりというのをぜひやりたいと思っております、それに当たっては157の事業項目というのは多過ぎるということもございますので、もう少し事業を大きくまとめた形で掲載できないかとか、そういったものを含めていろいろ選択していきたいというご説明をさせていただくつもりで、ちょっと済みません、言葉の使い方を誤りました。

○松田会長　　この評価に関しましては、この会議の前身の会議で実質1項目ずつ評価をしたこともございまして、内容に関しましては、前身の会議から参加の委員の皆様方はわりとご検討なさっているとは思いますが、今の確認ですけれども、取捨選択するということではなくてということだったと思いますので。

○鳴海委員　　精選という形かな。新しいものも入る可能性もあると考えていいですか。

○子育て支援係長　あります。

○松田会長　　よりすぐるとともに、必要なものを加えていくということだと思います。

ほかはいかがでしょう。よろしゅうございますか。

それでは、5分ほど早いですけれども、本日はこれで終わらせていただきたいと思います。

ます。きょうはどうもありがとうございました。

閉 会